

24 琴情答申第 2 号

平成 24 年 6 月 8 日

琴平町議会

議長 臼杵 善弘 様

琴平町情報公開審査会

会長 山崎 壮太郎



答 申 書

貴職からの以下諮問に対し、当審査会は審議の結果、次のとおり答申する。

諮問事項

実施機関 琴平町議会事務局

諮問日 平成 24 年 4 月 11 日 (24 琴議発第 2 号)

事件名 平成 24 年 2 月 27 日付け 23 琴議発第 92 号文書による非公開決定に関する件

第 1 審査会の結論

琴平町議会事務局が、平成 24 年 2 月 27 日付けで本件請求に対し非公開決定(以下「本件処分」という。)したことは妥当ではなく、会議録原本のコピーを公開する方法により、当該コピー文書のうち琴平町議会会議規則第 116 条により取消し、会議録に掲載又は記録しないとされた部分を除き、公開すべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

1 行政文書の公開請求

異議申立人は、琴平町情報公開条例(平成 18 年琴平町条例第 2 号。以下「条例」という。)第 6 条第 1 項の規定により、実施機関に対し、平成 24 年 2 月 20 日付けで、次の内容の行政文書の公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

- (1) 平成 23 年 12 月定例琴平町議会での山神猛議員の一般質問及びそれに対する答弁部分について神戸総合速記株式会社の反訳文書の全部。

- (2) 平成 24 年 2 月 17 日付け 23 琴議発第 82 号文書の回答 1 記載の「私から議会にお諮りした」とする事実を証する一切の文書
- (3) 平成 24 年 2 月 17 日付け 23 琴議発第 82 号文書の回答 1 記載の「今回の会議録は正確に作成されており」とした根拠の分かる一切の文書
- (4) 平成 24 年 2 月 17 日付け 23 琴議発第 82 号文書の回答 2 記載の「録音データとの照合は行っていない」のに「会議録は正確に作成されており」とした根拠の分かる一切の文書

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対し、平成 24 年 2 月 27 日付けで本件処分、すなわち、上記 1 (2)、(3)、(4) について非公開決定を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成 24 年 3 月 26 日付けで行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)に基づき実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立ての内容等

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、「本件処分を取り消し全部公開する決定を求める。」というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、本件処分の異議申立書によると、以下のとおりである。

- (1) 本件処分は、条例の解釈適用を誤った違法な処分であるから、本件処分を取り消し、直ちに全部開示する必要がある。
- (2) 本件「決定通知書」記載の「上記部分を公開しない理由」は、条例に規定する非公開事由に該当しない。永久保存用原本を公開しない法的根拠はない。

町民は、議員の署名・押印を原本で確認する必要があり、原本は本件条例の行政文書に該当する。

- (3) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」には、適法に処分事由が明示されていないので、琴平町行政手続条例第8条に違反し本件処分は無効である。

第4 実施機関の説明の要旨

1 非公開決定の理由について

実施機関は、次のことから、本件処分を行ったというものである。

本件請求のうち、本件処分に該当する行政文書は、議員の署名した永久保存用の会議録原本である。永久保存用の会議録原本は、琴平町議会会議規則第116条の規定により取消し、掲載又は記録しない事項をも全文記載した資料であるが、琴平町議会の議長の方針からこれは議員が議長の許可を得て閲覧する場合を除き、一般には公開しない取扱いである。

また、会議録原本は永年保存しなければならない貴重図書であり、その品質の保持に努める必要がある点からも、一般に公開できる文書ではない。

仮に、会議録原本を公開するとした場合には琴平町議会会議規則第116条により議長の取消した部分等を黒塗りにして公開することになると考えられるが、これを前提として公開される文書は会議録謄本と同一の内容になるのであるから、わざわざ会議録原本を公開する必要はない。さらに、この会議録謄本は、琴平町のホームページ内の会議録の検索システムで情報を公開中であり、議会事務局内でも一般に閲覧可能のものであるため、条例2条にいう「一般に安易に入手することができるもの」であるから、会議録原本を公開する必要はない。

第5 審査会の判断の理由

1 本件異議申立てに係る文書について

本件異議申立てに係る行政文書は、平成23年12月定例琴平町議会の会議録原本である。

2 非公開とした本件処分について

実施機関は、本件処分を会議録原本は非公開であるとの理由により行ったと主張する。しかし、実施機関の主張する理由は、情報公開条例の理由として十分なものとはいえない。さらに、実施機関は本件処分について、琴平町議会会議規則第116条の規定により掲載又は記録しない事項を除いた会議録謄本が一般に容易に閲覧が可能なも

のであるから、会議録謄本の公開を認める必要はないと主張する。しかしながら、実施機関に確認したところ、会議録原本は会議録謄本とは作成方法が異なるものであるとのことであるから、それぞれ別個の文書であるといえ、会議録原本自体も行政文書として公開の対象となるものと認められる。

もともと、実施機関の主張するように会議録原本は永年保存しなければならない貴重図書であり、その品質の保持に努める必要があることも否定できない。そのため、当審査会としては、会議録原本の公開請求については会議録原本をコピーしたものを公開する方法により対応するべきであると判断する。

次に、琴平町議会会議規則第 116 条により取消し、会議録に掲載又は記録しないとされた部分について検討する。当審査会としては、同条により掲載又は記録しないとされた部分について内容をうかがい知ることはできないが、同条による議長の裁量を尊重する必要があると認める。そのため、琴平町議会会議規則第 116 条により会議録に掲載又は記録しないとされた部分については、非公開とすることが妥当であると判断する。

以上より、当審査会としては、会議録原本をコピーしたものを公開する方法により、琴平町議会会議規則第 116 条により取消し、会議録に掲載又は記録しないとされた部分を除き、公開するのが妥当であると判断する。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|----------------------|----------------------|
| (1) 平成 24 年 4 月 11 日 | 諮問 (24 琴議発第 2 号) の受理 |
| (2) 同年 5 月 21 日 | 審議 |